学校法人国際学院役員等の報酬等の支給基準

（目的）

第１条　この規程は、学校法人国際学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第１２条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 役員とは、理事及び監事をいう。

⑵ 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。

⑶ 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

⑷役員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

⑸費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

⑴ 常勤の役員　報酬、退職慰労金

⑵ 非常勤の役員　報酬

（報酬等の額の算定方法）

第４条　常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

⑴ 報酬　別表第１に定める額

⑵ 退職慰労金　別表第２に定める算式により算出される額

２　非常勤の役員に対する報酬の額は別表第３に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第５条　常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

⑴ 報酬　毎月２５日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）

⑵ 退職慰労金　任期の満了、辞任又は死亡により退職した後２か月以内

２　非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

３　報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
４　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）
第６条　役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
２　役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）
第７条　新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
２　常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
３ 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）
第８条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを１円に切り上げるものとする。

（公表）
第９条　この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の２第４号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）
第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）
第 11 条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則　１この規程は、令和２年４月１日より施行する。
２「学校法人国際学院役員報酬・退職金規程」（平成７年４月１日施行）は廃止する。

附則　この規程は、令和５年４月１日より施行する。

別表第１（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額　５０，０００円
理事	月額　５０，０００円
監事	月額　５０，０００円

別表第２（常勤の役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は１か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、１か月未満は１か月に切り上げる。

※上記係数は、学校法人国際学院退職金支給規程「別表退職金支給率表」を準用する。

別表第３（非常勤の役員等の報酬）

区　　分	報　酬　（円）
理事（理事長を含む）	２０，０００
監　　事	２０，０００
評　議　員	１０，０００

備　考

１　理事が評議員を兼ねる場合について、同日に理事会及び評議員会が開催された時は、理事の報酬のみを支給する。

２　報酬を支給したときは、別記様式による台帳を作成し、当該役員等から領収印を徴収しなければならない。

３　報酬を支給したときは、所得税の源泉徴収をしなければならない。

別記様式

役　員　報　酬　台　帳

支　給 年月日	役職名	氏　　名	業務内容	報酬額	源　泉 所得税	合　計 支給額 （Ａ＋Ｂ）	受領印